

平成26・27年度の保険料率を決定

～後期高齢者医療制度～

後期高齢者医療制度の保険料率(均等割額と所得割率)は、2年ごとに見直されます。

豊岡市は、一人当たりの医療費が県内の平均に比べて一定割合以上低いため、特例経過措置として、平成25年度までは低い保険料率が設定されていました。6年間の特例経過措置が終了するため、平成26年度からは県内均一の保険料率となります。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061 各支所市民福祉係

兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎078-326-2021

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。



保険料額の通知

医療給付費の増加などによる保険料の大幅な上昇を抑制するため、広域連合決算剰余金約39億円の全額活用と、県に設置されている財政安定化基金から約34億円を取り崩します。合計約73億円を繰り入れることで、一人当たり保険料額の上昇幅を1.1%の伸びに抑えています。

《保険料率》

	平成26・27年度	平成24・25年度 (かっこ内は兵庫県)
均等割額	47,603円	44,320円(46,003円)
所得割率	9.70%	8.81%(9.14%)

保険料率(平成26・27年度)

《保険料額の計算方法》

<table border="1"> <tr><th>保険料額</th></tr> <tr><td>上限57万円</td></tr> </table>	保険料額	上限57万円	=	<table border="1"> <tr><th>均等割額</th></tr> <tr><td>被保険者一人当たり 47,603円</td></tr> </table>	均等割額	被保険者一人当たり 47,603円	+	<table border="1"> <tr><th>所得割額</th></tr> <tr><td>(総所得金額等〔注1〕 - 330,000円) × 9.70%</td></tr> </table>	所得割額	(総所得金額等〔注1〕 - 330,000円) × 9.70%
保険料額										
上限57万円										
均等割額										
被保険者一人当たり 47,603円										
所得割額										
(総所得金額等〔注1〕 - 330,000円) × 9.70%										

〔注1〕 総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません。

※日高町羽尻、出石町奥小野および但東町天谷の方は、特例で保険料率が異なります。

年間の保険料は、一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。保険料額(年額)の上限が、55万円から57万円に変更となります。

保険料率の計算方法

《均等割の軽減》

軽減割合	総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯		軽減後均等割額
9割	基礎控除額(33万円)	被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円	4,760円
8.5割		上記以外	7,140円
5割	基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者の数		23,801円
2割	基礎控除額(33万円) + 45万円 × 被保険者の数		38,082円

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

所得の低い方の軽減

▼均等割 平成25年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定の金額以下の方

平成25年中の所得に応じて平成26年度の保険料額が軽減されます。平成26年度から5割および2割の軽減対象が拡大しました。



※5割軽減: 24・5万円を乗ずる被保険者数に被保険者である世帯主を含める

※2割軽減: 被保険者数に乗ずる金額(35万円↓45万円)

▼所得割 所得割額算定にかかる所得(総所得金額等)基礎控除額(33万円)が58万円(年金収入のみの場合)は211万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額はかわらず、均等割額が軽減されます。特例として、平成26年度は、均等割額が9割軽減され、年額4760円となります。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は対象にはなりません。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、対象となる年金額によって異なります。

年金が年額18万円以上の方は、原則、年金天引きとなります【特別徴収】。

それ以外の方は、納付書や口座振替となります【普通徴収】。

年度の途中で新たに被保険者になった方(75歳になった方、障害認定で加入した方、転入した方など)や保険料額が変更となった方は、普通徴収となります。

▼特別徴収

年6回の年金の定期支払の際に、あらかじめ保険料が年金から差し引かれます。

▼普通徴収

7月から翌年3月まで、年9回に分けて支払いしていただきます。

※口座振替がお勧めです!

保険料の支払いは、口座振替が便利です。指定の金融機関で手続きをしてください。



《特別徴収の納付月》

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年度の2月(6期)に支払っていただいた額			7月に確定する保険料年額から仮徴収額を差し引き、3回に分けた額		

※特別徴収の方は、本人の申し出で口座振替による納付方法に変更できます。希望の方は、市の窓口にご相談してください。

新しい 被保険者証を 送ります

被保険者証

被保険者証の更新は、毎年8月1日です。

8月1日からは新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示し、受診してください。保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付します。

ることがあります。未納がある場合は早めに納付をお願いします。また、特別な事情で納付が困難な場合は、早めに相談してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(低所得Ⅰ・Ⅱ)の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)を提示することで、医療機関ごとに1か月に支払う自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。

ただし、保険診療分が対象です(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージなどの施術は除く)。

現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付します。

対象となる方で、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市の担当窓口にご申請してください。



■一部負担金の割合と自己負担限度額等

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件	
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)			
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] (注1)	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方。ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない方(注3)は、市の担当窓口にご申請することで「一般」の区分となります。	
一般	1割	12,000円	44,400円	210円 [160円] (注2)	現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方	
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円		100円	世帯全員が市県民税非課税
低所得Ⅰ			15,000円			低所得Ⅰ以外の方
					各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円の方	

(注1) [] 内は過去12カ月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

(注2) [] 内は過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

- (注3)
- ・被保険者が1人の場合…被保険者の収入が383万円未満
 - ・被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合…被保険者と70歳以上75歳未満の方の収入合計が520万円未満
 - ・被保険者が2人以上いる場合…被保険者の合計収入が520万円未満